

歯垢の状態

前歯部唇面で視診によって判断

- 0 (良好) : ほとんど歯垢の付着なし
- 1 (若干の付着) : 前歯の1/3以下の歯垢の付着を認められる者、刷掃指導を要する者
- 2 (相当量の付着) : 歯面の1/3を越えて歯垢の付着を認められる者、場合によっては生活習慣に問題があって健康相談を行う必要のある者



若干の付着



相当量の付着

歯肉の状態

前歯部を視診によって観察

- 0 (異常なし)
- 1 (要観察・GO) : 歯肉に軽度の炎症がある者で、定期的な観察が必要な者 (注意深い歯の清掃で消退する程度の歯肉炎)
- 2 (要精検・G) : 歯肉炎、歯周炎の治療を要する歯周疾患のある者



GO



G

事後措置について

事後措置とは、歯科健診結果に基づいて(要観察)および(要精検)を選別し、疾病の予防や治療処置が必要なものにはその指示を行います。また、必要に応じて継続的な観察や指導を行います。

- (1) C、Gのある者
 - 治療勧告(かかりつけ歯科医による治療および予防管理)
- (2) CO、GOのみの者
 - COについて
 - (学校での対応)・保険指導を行い、一定期間後に再検査を行う
 - 治療を要すると判断されれば、その時点で治療勧告
 - ・フッ素洗口の実施
 - (家庭での対応)・かかりつけ歯科医によるフッ素塗布や継続的予防管理を薦める
 - ・フッ素洗口の実施やフッ素入り歯磨剤を使用したブラッシングを薦める
 - GOについて
 - (学校での対応)・ブラッシングを中心とした保健指導を行い、一定期間後に再診査を行う
 - 治療を要すると判断されれば、その時点で治療勧告
 - (家庭での対応)・かかりつけ歯科医による継続的予防管理を薦める
 - ・ブラッシングの励行
- (3) (1)、(2)とも有する者
 - 治療勧告と学校での保健指導を並行して行う
- (4) 歯列・咬合・顎関節の(要観察)および(要精検)のある者、その他の疾患のある者
 - 歯科医院での専門的な相談や精密検査を受けるように指示する